

TAX NEWS

－納付書の事前送付の取りやめ－

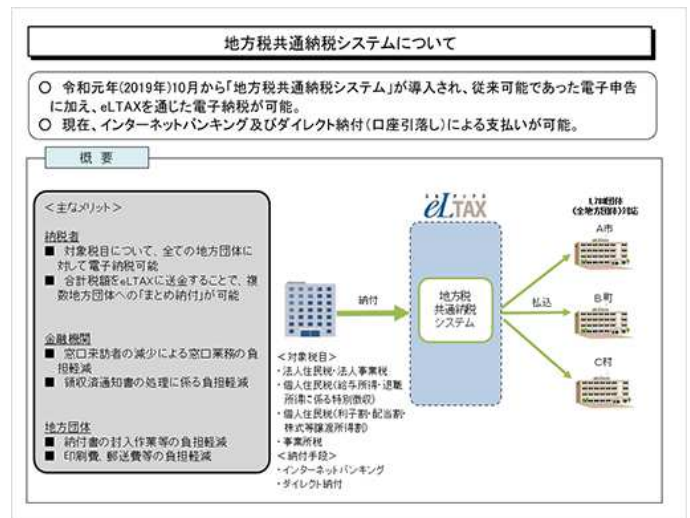
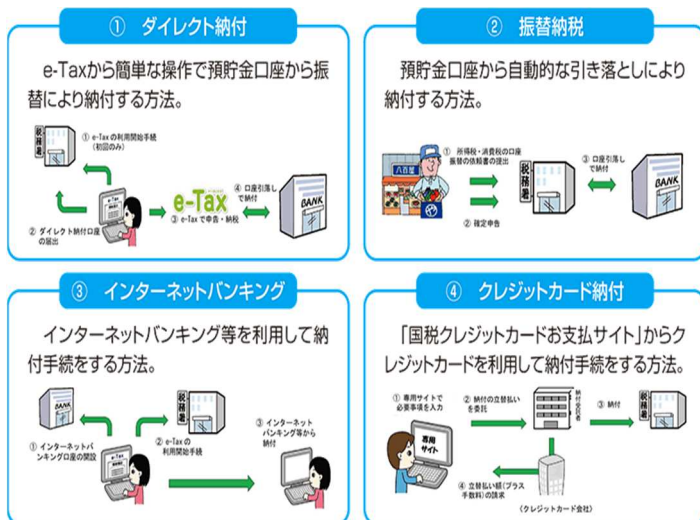
国税庁が令和5年5月19日のお知らせにて、令和6年5月以降に送付する分からe-Taxにより申告書を提出している法人などについて、納付書の事前の送付を取りやめることとする公表をしました。理由はキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおり、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点からです。事前送付を行わない対象は下記の通りです。

- e-Taxにより申告書を提出されている法人
- e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人
- e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人
- 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人
 - ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替） ・振替納税
 - ・インターネットバンキング等による納付 ・クレジットカード納付
 - ・スマホアプリ納付 ・コンビニ納付（QRコード）



ただし、e-Taxを利用しておらず、税務署から送付された納付書で納付しているなど、納付書を必要とする納税者については、引き続き納付書を送付する予定となっています。また、源泉所得税の徴収高計算書についても引き続き送付する予定とされています。

国税庁がキャッシュレス納付を推進し始めてから、弊所としてはダイレクト納付やキャッシュレス納付をはじめとしてご提案してまいりました。利用しているお客様も増えてきていますが、金融機関にて納付書を持参し納付されているお客様もまだまだいらっしゃいます。今回国税の納付書が届かなくなるにあたって特に法人のお客様に影響が出てきます。個人事業主のお客様については振替納税の設定をご提案・実施させていただいていますので大きな影響はないと考えています。法人のお客様につきましては、国税をキャッシュレス納付に移行していくことが必須になりますので、キャッシュレス納付のうちいずれかを選んでもらう必要があります。また、地方税は納付書の事前送付取りやめとなっておらず、納付書で納付が可能です。キャッシュレス納付と納付書での納付が混在すると管理が大変なため、統一されることをお勧めします。地方税もeLTAXにてキャッシュレス納付が可能です。パソコン・スマホで手続きできるので金融機関に行く必要がなく、物理的・時間的拘束がなくなり非常に便利です。手続き等で不明点がございましたらお気軽にご相談くださいませ。



画像を拡大する

(文責：岡崎 優一)